

[研究ノート]

米国における三当事者合併 (子会社による合併・逆合併)の税務

鈴木 孝一

- I. はじめに
- II. 子会社による合併 (FSM)
 - (1) 取引形態
 - (2) 非課税の要件
 - (3) S株式の税務基礎価額
- III. 子会社による逆合併 (RSM)
 - (1) 取引形態
 - (2) 非課税の要件
 - (3) T株式の税務基礎価額
- IV. おわりに

1. はじめに

わが国の会社法と異なり、米国においては三当事者合併が認められている¹⁾。通常の吸収合併では取得会社(合併会社)が売却会社(被合併会社)を合併し、その対価として取得会社の株式を売却会社の株主に交付する。これに対して三当事者合併の場合には、親会社が合併のための子会社を設立し、その子会社が取得会社(合併会社)となって売却会社(被合併会社)を吸収合併し、売却会社の株主に親会社の株式を交付する。または逆に、子会社が被合併会社となって売却会社に吸収合併され、親会社の株式が売却会社の株式との交換で、売却会社の株主に交付される。前者を子会社による合併(Forward Triangular

Merger, 又は Forward Subsidiary Merger, 以下 FSM と略称する。), 後者を子会社による逆合併 (Reverse Triangular Merger, 又は Reverse Subsidiary Merger, 以下 RSM と略称する。) という。

FSM が行われるのは, i) 親会社はこの合併取引について株主総会の承認を得る必要がない。ii) 親会社は売却会社の偶発債務を引き継ぐリスクを回避できる等の理由による²⁾。また, これらの理由に加え, 売却会社に移転できない権利 (価値ある契約や政府の認可等) があるときは売却会社を存続会社とする RSM が行われる³⁾。

内国歳入法 (Internal Revenue Code) は, 所定の要件を満たす三当事者合併を非課税としている。本稿は FSM 及び RSM が非課税となる要件を明らかにするとともに, それぞれの取引後に親会社が所有する子会社の株式または売却会社の株式の税務基礎価額について検討する。

なお, 説明の便宜のために三当事者合併における当事者を次のアルファベットで示す。

P ; S の親会社

S ; 取得会社 (P の子会社)

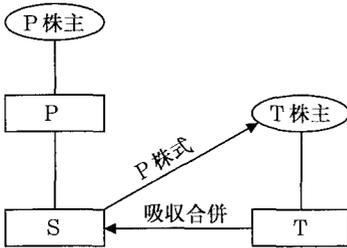
T ; 売却会社

II. 子会社による合併 (FSM)

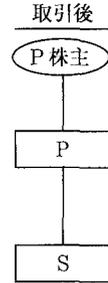
(1) 取引形態

T は S に合併し S が存続会社となって T は消滅する。T の株主は T 株式との交換に P 株式のみか又は持分の継続性の要件に反しない範囲内で P 株式と交換差金を受け取る。取得後, T の従来株主は P の株主となり, P は S の株式を所有して S が T の事業を引き継ぐ⁵⁾。

図表 1 子会社による合併(FSM)⁴⁾



(注)P 株式は P から S に現物出資し、S から T 株主へ交付するのが基本型であるが、T 株式との交換に P から T 株主へ直接交付することもできる。T 株式は消却する。



(注)従来の T 株主は P 株主となる。

(2) 非課税の要件

内国歳入法第 368(a)(2)(D) 条（以下 § 368(a)(2)(D) と略記する。）によれば、FSM が非課税となるには次のすべての要件が満たされなければならない。

- i) S は、S を支配する P の株式との交換で、T の資産の実質的に全部を取得する（「実質的に全部の取得要件」）。
- ii) その取引で S の株式を使用しない（「株式の分割交付禁止要件」）。
- iii) その合併が仮に P への吸収合併であったとするならタイプ A 組織変更 に該当する（「法令による吸収合併の要件」）。

以下、これらの要件について順次検討する。

① 実質的に全部の取得要件

実質的に全部の取得とは、タイプ C 組織変更（株式と資産の交換）における要件と同一の意味内容である（Income Tax Regulation Sec. 1.368-2(b)(2)）、以下 § 1.368-2(b)(2) のように略記する。すなわち、T の純資産の市場価額の 90% 以上で、かつ総資産の市場価額の 70% 以上の取得をいう。このテスト（以下 90%/70% テストという）の適用に際して、T と S の合併直前又は組織変更計画の一環として行われた T による償還及び分配（規則的な通常の分配を

除く)は、合併直前においてTが所有していた資産からなされたと考えられる (Revenue Procedure 77-37 Sec. 3.01)。したがって、これらの取引により、Tの資産の実質的に全部の要件が満たされないこともありうる。

【設例1】⁶⁾ Pは新規にSを設立し、TはP株式との交換でSに合併する。合併直前又はその一環として、10%を所有するT株主からの償還において、Tはその総資産の25%で、かつ純資産の市場価額の10%に相当する部門を分配する。その償還でFSMが組織変更該当しなくなることはない。しかし、償還で分配される部門がTの総資産の30%以上で、かつTの純資産の10%以上になると、内国歳入庁 (Internal Revenue Service) は実質的に全部の取得要件が満たされないため、その取引は非課税のFSMではないと主張するであろう。

②株式の分割交付禁止要件

Sは取得の対価としてP株式のみを使用しなければならず、S株式は使用できない。たとえば、対価の95%はP株式、5%はS株式である場合には、この取引は非課税のFSMに該当しない。ただし、交付する株式はP株式であればよく、議決権株式である必要はない。この点は、資産との交換に議決権株式の交付が要求されるタイプC組織変更とは異なる。

また、持分の継続性の要件を満たす限り、S又はPないしはその双方の株式以外の資産 (金銭や証券) を使用しても差し支えない。さらに、PがTの債務を引き継いでも、FSMの非課税要件に抵触することはない (§ 1.368-2(b)(2))。

なお、FSMは(i) PによるP株式のSへの出資と(ii) TのSへの吸収合併におけるP株式のT株主への交付より成るとみなされる。しかし、前者の取引は内国歳入法及び内国歳入規則 (Income Tax Regulation) のどこにも規定されていないので、T株主がP株式をPから直接受け取っても、非課税のFSMに該当する⁷⁾。これは後述するRSMにおいても同様である⁸⁾。

【設例2】⁹⁾ Tは州法に基づくSへの吸収合併で、Pから50%はPの無議

決権株式、残り50%は社債又は金銭の交付を受ける。この取引はFSMに該当するが、社債及び金銭は交換差金としてT株主に課税される。

【設例3】¹⁰⁾ AとBはそれぞれTの発行済株式100株のうち50株ずつを所有し、Aは他にT株式50株に転換できる社債を所有している。PはSを設立し、TはP株式との交換にSに合併する。その取引でPは転換社債を含むTの債務を引き受ける。2年経過後に、Aは(Pによって引き受けられた)社債をP株式に転換する。その吸収合併はFSMに該当するので、AはT株式との交換によるP株式の取得についても、また、社債のP株式への転換についても利得・損失を認識しない。

③法令による吸収合併の要件

TのSへの吸収合併は、タイプA組織変更の要件を満たさなければならない。すなわちその合併取引は、アメリカ合衆国、州、準州、若しくはコロンビア特別区の会社法に基づいて有効なものでなければならない(§1.368-2(b)(1))。州法に準拠しない合併ないしは外国法に基づいて行われた合併はタイプA組織変更には該当しない¹¹⁾。

なお、FSMが非課税となるには、§368(a)(2)(D)の個別要件に加えて、組織変更に関する判例上の一般要件(事業目的、事業の継続性、持分の継続性)¹²⁾を満たす必要がある(§1.368-2(b)(2))。これら一般要件のうち事業の継続性の要件は、上記①の実質的に全部の取得要件に一部組み込まれていると考えられる¹³⁾。

(3) S株式の税務基礎価額

FSMでは、Pが所有するS株式の税務基礎価額は、次のように修正する(§1.358-6(c)(1)(i))。

(A) まず、PがT資産をTから直接取得したものとみなして(又Tの債務及びT資産が負担する債務はPが直接引き受けたものとみなして)、T資産のPにおける税務基礎価額を§362(b)により決定する。

(B) ついで、P は T 資産（及び T の債務と T 資産が負担する債務）を S に譲渡したものとみなして、S 株式の P における税務基礎価額を § 358 により決定する。

すなわち、(A) のみなし取引により、P はタイプ A 組織変更で T を直接に合併したものとみなされるので、P が取得した T 資産の税務基礎価額は、その T における税務基礎価額を引き継ぐ (§ 362(b))。また、(B) のみなし取引により、P は当該 T 資産を § 351 の現物出資で S へ譲渡したとみなされるので、取得した S 株式の P における税務基礎価額は、その交換において提供された T 資産の税務基礎価額となる (§ 358(a))。ただし、S が引き受けた T の債務は減額するので (§ 358(d))、S 株式の税務基礎価額は、結局は T の純資産価額 (T 資産の税務基礎価額総計から引き受けた T 債務の額を控除した金額) となる¹⁰⁾。

S が引き受ける T 債務の金額が T 資産の税務基礎価額総計を超える場合の S 株式の税務基礎価額の修正額は、P と S が連結納税申告書を提出するかどうかにより異なる。連結納税申告書を提出しない場合は、修正額はゼロとされ、P は § 357(c) による利得を認識することはない (§ 1.358-6(c)(1)(ii))¹⁰⁾。連結納税申告書を提出する場合にはこの取扱いの適用はなく (§ 1.1502-30(b)(1)(i))、S 株式の税務基礎価額はマイナスとなって超過損失勘定 (excess loss account)¹⁰⁾ が発生する (§ 1.1052-30(b)(3))。

【設例 4】T は税務基礎価額総計 \$ 60 で市場価額 \$ 100 の資産を所有しており、債務はない。計画 (組織変更計画のこと。以下同じ。) に基づき、P は現金 \$ 5 で S を設立し (現金は S が所有)。T が S に合併する。その吸収合併で、T 株主は T 株式との交換に時価 \$ 100 の P 株式を受領する。

P が所有する S 株式の税務基礎価額は次のとおり \$ 65 となる (§ 1.358-6(c)(4), Ex. 1(a)(b))。

出資時における S 株式の税務基礎価額	\$ 5
修正額 ; (加算) T 資産の税務基礎価額総計 (注)	<u>60</u>

米国における三当事者合併（子会社による合併・逆合併）の税務

取引後の S 株式の税務基礎価額 \$ 60

(注) T には債務がないので、T の純資産価額は T 資産の税務基礎価額総計に等しい。

【設例 5】S は数年間事業活動を行っている既存の会社で、かなりの資産があり、S 株式の税務基礎価額が \$ 110 であることを除いて、上記設例 4 と同じとする。

P が所有する S 株式の税務基礎価額は次のとおり \$ 170 となる（\$ 1.358-6(c)(4), Ex. 1(c)）。

取引前の S 株式の税務基礎価額	\$ 110
修正額；（加算）T 資産の税務基礎価額総計	<u>60</u>
取引後の S 株式の税務基礎価額	<u>\$ 170</u>

【設例 6】

T 株主は P から時価 \$ 80 の P 株式と \$ 20 の現金を受領することを除いて上記設例 4 と同じとする。

P が所有する S 株式の税務基礎価額は次のとおり \$ 65 となる（\$ 1.358-6(c)(4), Ex. 1(d)）。

取引前の S 株式の税務基礎価額	\$ 5
修正額；（加算）T 資産の税務基礎価額総計	<u>60</u>
取引後の S 株式の税務基礎価額	<u>\$ 65</u>

【設例 7】T 資産が \$ 50 の債務を負担しており、T 株主は T 株式との交換に \$ 50 の P 株式を受領することを除いて、上記設例 4 と同じとする。

P が所有する S 株式の税務基礎価額は次のとおり \$ 15 となる（\$ 1.358-6(c)(4), Ex. 1(e)）。

取引前の S 株式の税務基礎価額	\$ 5
修正額；（加算）T 資産の税務基礎価額総計	\$ 60
（減算）T 資産の負担する債務	<u>△50</u>
T の純資産価額	<u>10</u>

取引後の S 株式の税務基礎価額 \$ 15

【設例 8】 T 資産が \$ 90 の債務を負担しており、 T 株主は T 株式との交換に \$ 10 の P 株式を受領することを除いて、 上記設例 4 と同じとする。

(a) P と S が連結納税申告書を提出しない場合

P が所有する S 株式の税務基礎価額は次のとおり \$ 5 となる (§ 1.358-6(c) (4), Ex. 1(f))。

取引前の S 株式の税務基礎価額	\$ 5
修正額 ; T の純資産価額 (注)	<u>0</u>
取引後の S 株式の税務基礎価額	<u>\$ 5</u>

(注) S が引き受けた T の債務 \$ 90 が T 資産の税務基礎価額総計 \$ 60 を上回るので T 資産の純資産価額はゼロとされる。

(b) P と S が連結納税申告書を提出する場合

S 株式の超過損失勘定は次のとおり \$ 25 となる (§ 1.1502-30(b)(5), Ex. 1 参照)。

取引前の S 株式の税務基礎価額	\$ 5
修正額 ; (加算) T 資産の税務基礎価額総計	\$ 60
(減算) T 資産の負担する債務	<u>△90</u>
T の純資産価額	<u>△30</u>
取引後の S 株式の超過損失勘定	<u>\$ 25</u>

以上は取得対価を P が支払った場合の取扱いであるが、 対価の一部が P 以外の者 (以下 S によって代表する) によって支払われた場合には、 S 株式の税務基礎価額はその対価の市場価額だけ減額する (§ 1.358-6(d)(1))。 S によって支払われる対価が含み益又は含み損のある資産である場合には、 S はその資産について利得・損失を認識する (§ 1.358-6(a), § 1001)。しかし、 S が認識した利得・損失は S 株式の税務基礎価額には影響を与えない (§ 1.358-6(d)(3), Ex.(c) (d))。また、 利得・損失の認識の対象となる資産には S が従来から所

米国における三当事者合併（子会社による合併・逆合併）の税務

有する P 株式が含まれる（§§ 1.358-6(d)(1), 1.358-6(d)(3), Ex. (e), 1.1032-2(d), Ex. 2, 1.1032-2(c)）。

【設例 9】

T は税務基礎価額総計 \$ 60, 市場価額 \$ 100 の資産を所有しており, 債務はない。S は数年間の事業実績があり, かなりの資産を所有している。P における S 株式の税務基礎価額は \$ 100 である。計画に基づき, T が S に合併し, T の株主は T 株式との交換に P から \$ 70 の P 株式, S から \$ 30 の現金を受領する。この取引は FSM に該当する。

P の所有する S 株式の税務基礎価額は次のとおり \$ 130 になる（§1.358-6(d)(3), Ex. (a) (b)）。

取引前の S 株式の税務基礎価額	\$ 100
修正額 ; (加算) T 資産の税務基礎価額総計	60
(減算) S が支払った現金	<u>△30</u>
取引後の S 株式の税務基礎価額	<u>\$ 130</u>

【設例 10】

\$ 30 の現金ではなく, 税務基礎価額 \$ 20, 市場価額 \$ 30 の資産を交付することを除いて, 上記設例 9 に同じとする。

S は資産の交付について \$ 10 の利得を認識するが, P の所有する S 株式の税務基礎価額は上記設例 9 と変わらず \$ 130 である（§1.358-6(d)(3), Ex. (c)）。

S が支払う対価の市場価額が T の純資産価額を超える場合の S 株式の税務基礎価額の修正額は, P と S が連結納税申告書を提出するかどうかにより異なる。連結納税申告書を提出しない場合は修正額はゼロである（§1.358-6(d)(2)）。連結納税申告書を提出する場合は, 修正額がマイナスになって, P の S 株式に超過損失勘定が発生する（§§ 1.1502-30(b)(1)(ii), (3)）。この場合, S が含み益又は含み損のある資産の支払について認識した利得・損失の金額は増額又は減額修正する（§1.1502-32(b)）。

【設例 11】 T は税務基礎価額総計 \$ 10, 市場価額 \$ 100 の資産を所有してお

り、債務はない。Sは数年間の事業実績があり、かなりの資産を所有している。PにおけるS株式の税務基礎価額は\$5である。計画に基づき、TがSに合併し、Tの株主はT株式との交換にPから\$70のP株式、Sから\$30の現金を受領する。この取引はFSMに該当する（§1.1502-30(b)(5) Ex. 1(a)）。

(a) PとSが連結納税申告書を提出しない場合

Pが所有するS株式の税務基礎価額は次のとおり\$5である（§1.358-6(d)(2)参照）。

取引前のS株式の税務基礎価額	\$ 5
修正額；Tの純資産価額（注）	<u>0</u>
取引後のS株式の税務基礎価額	<u>\$ 5</u>

（注）Sの交付する資産の市場価額（現金\$30）が、Tの純資産価額（T資産の税務基礎価額総計\$10）を超えるので修正額はゼロである。

(b) PとSが連結納税申告書を提出する場合

Pの所有するS株式の超過損失勘定は次のとおり\$15になる（§1.1502-30(b)(5) Ex. 2(b)）。

取引前のS株式の税務基礎価額	\$ 5
修正額；（加算）T資産の税務基礎価額総計	10
（減算）Sが支払った現金	<u>△30</u>
取引後のS株式の超過損失勘定	<u>\$ 15</u>

【設例12】Sが\$30の現金ではなく、税務基礎価額\$20、市場価額\$30の資産を交付することを除いて、上記設例11に同じとする。

(a) PとSが連結納税申告書を提出しない場合

Sは資産の交付について\$10の利得を認識する（上記設例10参照）が、Pの所有するS株式の税務基礎価額は上記設例11と変わらず\$5である。

(b) PとSが連結納税申告書を提出する場合

Pの所有するS株式の超過損失勘定は\$5になる（§1.1502-30(b)(5), Ex. 2(c)）。

米国における三当事者合併（子会社による合併・逆合併）の税務

取引前の S 株式の税務基礎価額	\$ 5
修正額；（加算）T 資産の税務基礎価額総計	10
S が認識した利得	10
（減算）S の交付した資産の市場価額	<u>△30</u>
取引後の S 株式の超過損失勘定	<u>\$ 5</u>

（注）この結論は、S が含み益のある P 株式を交付した場合でも同一である。

III. 子会社による逆合併（RSM）

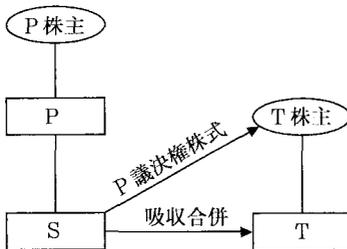
（1）取引形態

S が T に合併し T が存続会社となる。したがって、T は P の 100% 所有の子会社となり、T 株主は P 株主となる。その結果、RSM は § 368(a)(1)(B) の株式と株式の交換による取得形態と同一になる¹⁸⁾。

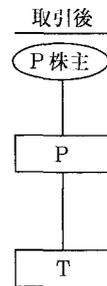
（2）非課税の要件

§ 368(a)(2)(E) によれば、RSM が非課税となるには次のすべての要件が

図表 2 子会社による逆合併(RSM)¹⁹⁾



（注）P 株式は P から S に現物出資し、T に引き継がれて T 株式との交換で T 株主へ引き渡されるのが基本型であるが、P から T 株主へ直接交付することもできる。P の所有する S 株式は T 株式に転換される。



（注）従来の T 株主は P 株主になる。

満たされなければならない。

- i) その吸収合併前に S を支配していた P の株式が取引で使用される。
- ii) 取引後において、T は自己の資産と S の資産（その取引で分配される P 株式を除く）の実質的に全部を保有する（「実質的に全部の取得要件」）。
- iii) その取引で、T の従来の株主は T を支配するに足る T 株式を P 議決権株式と交換する（「支配要件」）。

これらの要件のうち、i) の P 株式のみが使用できるのは FSM の場合と同じであるので、ここでは他の 2 つの要件について検討する。

①実質的に全部の取得要件

実質的に全部の取得とは、前述したようにタイプ C 組織変更の要件と同一の意味内容であり、90%/70%テストを適用して判定する。この実質的に全部の取得要件は S と T に区別して適用する。T への適用において、T 株式との交換に T によって支払われた対価（たとえば償還取引で T 株主へ支払う現金筆者注）は、T が取引後に保有しないことになる T の資産として扱われる。しかし、組織変更計画に基づき、P から S に移転された金銭（T 株主への交換差金の支払、T の反対株主・債権者への支払ないし組織変更費用の支払に充当される）は、S の資産の実質的に全部の取得要件の判定においては、S の資産に含めない（§ 1.368-2(j)(3)(iii)）。

②支配要件

ここに、支配とはすべての種類の議決権株式の総議決権の 80%以上で、かつ、その他すべての種類の株式の総株式数の 80%以上の株式所有をいう（§ 368(c)）。したがって、P はその議決権株式との交換で T 株式の 80%以上を T 株主から取得しなければならない。この場合、P 議決権株式との交換で取得しなければならないのは T を支配するに足る 80%以上の T 株式であり、P は取得対価の 20%までは交換差金の使用が認められる¹⁹⁾。また T の支配権はその取引で取得しなければならないので、P が取引前においてすでに T 株式の 20%以上を所有している場合は、その取引は非課税の RSM とはならない²⁰⁾。いわゆる漸

米国における三当事者合併（子会社による合併・逆合併）の税務

進的吸収合併（creeping merger）は認められない。支配要件の判定は取引直前において行うので、Tが買い戻したT株式（すなわち償還株式 筆者注）は取引直前に発行済であったとは考えない。しかし、かかる取引は上述した実質的に全部の取得要件に抵触することもありうるので注意が必要である（§ 1.368-2(j)(3)(i)）。

なお、RSMが非課税となるには、§ 368(a)(2)(E)の個別要件に加えて、組織変更に関する判例上の一般要件（事業目的、事業の継続性、持分の継続性）を満たす必要がある。上記①の実質的に全部の取得要件と②の支配要件には、これら一般要件のうち事業の継続性及び持分の継続性の要件の一部が組み込まれていると考えられる²¹⁾。

【設例1】PはT株式を所有していない。SがTに合併する。Tの発行済株式数は普通株式1000株である。Tの株主はP議決権株式との交換に、普通株式950株を引き渡す。残り50株の株主（吸収合併に反対の株主）には、Pから現金が支払われる。取引後に、Tは自己の資産とSの資産の全部を保有する。この取引はRSMに該当する。その取引で、従来のT株主はP議決権株式との交換に、Tを支配するに足るT株式（950/1000株=95%）を引き渡すからである（§ 1.682-2(j)(7) Ex. 1）。

【設例2】吸収合併に反対する100株のT株主に対して、Tから（PとSではなく）現金が支払われ、その吸収合併で、Tその他の株主はP議決権株式との交換に普通株式720株を引き渡し、普通株式180株についてはPから現金が支払われることを除いて、上記設例1と同じとする。この取引はRSMに該当する。なぜなら、その取引で従来のT株主はTを支配するに足るT株式（720/900株=80%）を引き渡しているからである。Tが買い戻したT株式100株は支配要件の判定においてはTの発行済株式に含めない（§ 1.682-2(j)(7) Ex. 2）。

【設例3】Tの発行済株式は普通株式1000株、議決権のない優先株式100株であり、その他の種類の株式はない。SがTに合併する。吸収合併前にその

取引の一環として、Tは現金で優先株式100株を償還する。吸収合併で、Tのその他の株主はP議決権株式との交換に普通株式1000株を引き渡す。この取引はRSMに該当する。なぜなら、従来のT株主はP議決権株式との交換に、Tを支配するに足るT株式(1000/1000株=100%)を引き渡すからである。Tが買い戻した優先株式100株は支配要件の判定においてはTの発行済株式に含めない。しかし、Tが支払った対価は実質的に全部の取得要件の判定においては、取引後にTの保有しない資産として扱われる(§1.682-2(j)(7) Ex. 3)。

【設例4】Pは以前に購入したT株式201株を所有している。Tの発行済株式数は1000株である。SがTに合併する。吸収合併で、P以外のT株主はP議決権株式との交換にT株式799株を引き渡す。従来のT株主はTを支配するに足るT株式をP議決権株式との交換で引き渡していない(799/1000株<80%)。したがってこの取引はRSMに該当しない(§1.682-2(j)(7) Ex. 4)。

(3) T株式の税務基礎価額

RSMで取得したT株式のPにおける税務基礎価額は、FSMでTがSに合併したとするなら修正されることになるS株式の税務基礎価額と同一になる(§1.358-6(c)(2)(i)(A))。すなわち、Tの資産の純資産価額(inside basis)である²²⁾。この場合、PがT株式の全部を取得しないときは、税務基礎価額の修正額はその取引で取得しなかったT株式の割合に比例して減額される(§1.358-6(c)(2)(i)(B))。また、Pが取引前にT株式を所有しているときは、これらの計算に際し、Pは従来から所有しているT株式をその取引で取得したものと扱ってもよい(§1.358-6(c)(2)(i)(C))。さらに、組織変更がRSMと§368(a)(1)(B)の株式と株式の交換のいずれにも該当するときは、PはT株式の税務基礎価額をTの純資産価額に基づいて決定するかまたは、従来のT株主からT株式を§362(b)の適用のある引継価額で取得したものとみなしてその税務基礎価額を決定する(§1.358-6(c)(2)(ii)(A))。

米国における三当事者合併（子会社による合併・逆合併）の税務

【設例 5】 T は税務基礎価額総計 \$ 60、市場価額 \$ 100 の資産を所有しており、債務はない。S 株式の P における税務基礎価額は \$ 110 である。計画に基づき S が T に合併し、T が存続会社になる。吸収合併で、T 株主は T 株式との交換に \$ 10 の現金と時価 \$ 90 の P 株式を P から受領する。この取引は RSM に該当する。

P が取得した T 株式の税務基礎価額は次のとおり \$ 170 となる（§ 1.358-6(c)(4), Ex. 2(a)(b)）。

取引前における S 株式の税務基礎価額	\$ 110
修正額（加算）； T 資産の税務基礎価額総計	<u>60</u>
取引後の T 株式の税務基礎価額	<u>\$ 170</u>

【設例 6】 T に関する事実は上記設例 5 と同じであるが、P は組織変更計画に基づいて S を設立する。T 株主は T 株式との交換で時価 \$ 100 の P 株式を受領する（現金の受領はない）。組織変更直前において T 株主が T 株式に付している税務基礎価額は \$ 85 である。この組織変更は RSM と § 368(a)(1)(B) のいずれにも該当する。

P は T 株式の税務基礎価額の修正額として、次の (a) と (b) のいずれかを選択する（§ 1.358-6(c)(4), Ex. 2(c)）。

(a) T の純資産価額	\$ 60
(b) 組織変更直前における T 株主が T 株式に付していた 税務基礎価額総計	\$ 85

【設例 7】

T の 10% の株主である X が取引に参画しないことを除いて、上記設例 5 と同じとする。その他の T 株主は T 株式との交換に \$ 10 の現金と時価 \$ 80 の P 株式を P から受領する。P は取引後、90% の T 株式を所有する。

T 株式の税務基礎価額は次のとおり \$ 164 になる（§ 1.358-6(c)(4), Ex. 2(d)）。

取引前における S 株式の税務基礎価額	\$ 110
修正額；	

T資産の税務基礎価額総計	\$ 60
上記のうちPが取得しなかった部分 (\$ 60×10%)	<u>△ 6</u>
Tの純資産価額修正額 (\$ 60×90%)	54
取引後のT株式の税務基礎価額	<u>\$ 164</u>

【設例8】Pが取引前に10%のT株式を所有していることを除いて、上記設例5と同じとする。当該T株式のPにおける税務基礎価額は\$ 8である。P以外のすべてのT株主は、\$ 10の現金と\$ 80のP株式との交換にT株式を引き渡す。Pはその取引でT株式を引き渡さない。

T株式の税務基礎価額はPの選択により、次の(a)と(b)のいずれかになる (§ 1.358-6(c)(4), Ex. 2(e))。

(a) Pがその取引でT株式を取得したものとして扱う場合

取引前におけるS株式の税務基礎価額	\$ 110
修正額(加算) ; T資産の税務基礎価額総計	<u>60</u>
取引後のT株式の税務基礎価額	<u>\$ 170</u>

(b) Pがその取引でT株式を取得しなかったものとして扱う場合

取引前におけるS株式の税務基礎価額	\$ 110
修正額 ;	
T資産の税務基礎価額総計	\$ 60
上記のうちPが取得しなかった部分 (\$ 60×10%)	<u>△ 6</u>
Tの純資産価額修正額 (\$ 60×90%)	54
T株式の従来からの税務基礎価額 (10%の部分)	<u>8</u>
取引後のT株式の税務基礎価額	<u>\$ 172</u>

なお、Sが引き受ける債務がT資産の税務基礎価額総計を超える場合及びSが支払う対価の市場価額がTの純資産価額を超える場合には、PとTが連結納税申告書を提出するかどうかにより取扱いが異なることは、FSMの場合と同じである (FMSの設例8, 11, 12参照のこと)。

IV. おわりに

FSMはP株式によるT資産の実質的に全部の取得であり、タイプC組織変更のP議決権株式によるT資産の実質的に全部の取得と取引形態が類似する。しかし、タイプC組織変更がP議決権株式のみを支払対価として認めるのに対し、FSMの支払対価はP株式であればよく、P議決権株式である必要はない。またRSMはP議決権株式によるTの支配権の取得であり、タイプB組織変更のP議決権株式との交換によるT議決権株式の取得と同一の取引形態となる。しかし、RSMでは支払対価としてP議決権株式のほか、20%まで交換差金の使用が認められるのに対し、タイプB組織変更ではP議決権株式以外の支払対価の使用は認められない。このようにFSM及びRSMは、支払対価の非課税要件が、タイプC、タイプB組織変更より緩和されている。さらにFSM、RSMとも、Pの株主総会の承認が不要であり、Tの偶発債務の引継ぎが回避できるという税務以外の要因が加わって、三当事者合併は米国における一般的な買収形態の一つとなっている。

取引後にPが所有するS株式又はT株式の税務基礎価額はいずれもTの純資産価額になるので（Tの純資産価額がマイナスの場合で、PとS又はPとTが連結納税申告書を提出しないときは、株式の税務基礎価額がTの純資産価額より高くなるが）、組織変更取引をFSMとするかRSMとするかの選択は、もっぱら上に掲げたような要因を検討してなされる。ことに、Tに譲渡できない資産がある場合には、RSMが選択されることになろう。

参考文献

- 1) 岸田雅雄稿「企業買収に関する日米比較」租税研究, 1991年1月, 80頁
- 2) James M. Lynch, Back to the Code:A Reexamination of the Continuity Doctrines and Other Current issues in Reorganizations, Taxes-The Tax Magazine, December 1995, P.748

- 3) Ibid., P.749
- 4) 次の文献を参考にして作図した。Samuel C. Thompson, Jr., *Taxable and Tax-Free Corporate Mergers, Acquisitions and LBO's* (American Casebook Series), West Publishing Co., 1994, P.8
- 5) James M.Lynch, *op. cit.*, P.748
- 6) Martin D. Ginsburg and Jack S. Levin, *Mergers, Acquisitions and Buyouts*, January 1996 Edition, Little Brown and Company, 1996, P.744
- 7) Ibid., P.745
- 8) Ibid., P.750
- 9) Boris I. Bittker, James S.Eustice and Jasper L.Cummings, Jr., *Federal Income Taxation of Corporations and Shareholders*, Sixth Edition, Warren, Gorham & Lamont, Inc., 1994, P.12-89
- 10) Martin D.Ginsburg and Jack S.Levin, *op. cit.*, PP.745-746
- 11) Boris I.Bittker, James S.Eustice and Jasper L.Cummings, Jr., *op.*, ¶ 12.22 fn.75, P.12-41
- 12) 拙稿「米国における企業買収の当事者の税務」日本公認会計士協会 『公認会計士制度創設 40 周年記念論文集』JICPA NEWS 臨時増刊 403 号 (平成元年 2 月発行) 141 頁
- 13) James M.Lynch, *op. cit.*, P.748
- 14) Jasper L.Cummings, Jr. and James S.Eustice, *IRS Revised Prop. Regs. on Stock Basis Adjustment in Triangular Reorganizations*, the *Journal of Taxation*, June 1995(Vol.82, No.6), P.325
- 15) § 357 (c) は, § 351 の交換で S が引き受けた T の債務が, T 資産の税務基礎価額総計を上回る場合は, その超過額が P の利得となると規定している。この規定が適用されないので, 利得の認識は繰り延べられる (Robert A.Rizzi, "Over the Top": Proposed Triangular Reorganization Regulations Lead by Example, the *Journal of Corporate Taxation*, Autumn 1995 (Vol.22, No.3), P.205
- 16) S 株式の P における税務基礎価額は連結納税規則及びその他の規則に基づいて修正される。マイナスの修正額 (negative adjustments) が S 株式の P における税務基礎価額を超過することがある。差し引きした結果マイナスになった金額が, P における S 株式の超過損失勘定である (§ 1.1502-19(a)(2))。
- 17) 次の文献を参考にして作図した。Samuel C.Thompson, Jr., *op. cit.*, P.7

米国における三当事者合併（子会社による合併・逆合併）の税務

- 18) James M.Lynch, op. cit., P.749
- 19) Ibid., P.749
- 20) Martin D.Ginsburg and Jack S.Levin, op. cit., P.753
- 21) James M.Lynch, op. cit., P.749
- 22) Robert A.Rizzi, op. cit., P.203